

令和5年度 第4回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和5年8月23日（水）午前10時00分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室

（事務局）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第4回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日、委員お一人が遅れている関係がありまして、1名少ないのですけれども、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。本審議会は、新潟地方最低賃金審議会運営規定第6条に基づき公開となっており、本日は10名の傍聴者の方がおられます。

それでは、以後の議事進行について会長にお願いしたいと思います。

（会 長）

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に基づき進めていきます。議題（1）「新潟県最低賃金の改正決定に係る意見に対する異議の申出について」の審議に入ります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

おはようございます。私からご説明いたします。8月7日に答申をいただきました新潟県最低賃金の改正決定につきまして公示を行いましたところ、33件の異議の申出がございました。このため、最低賃金法第11条第3項に基づき、新潟県最低賃金の改正決定に係る異議の申出につきまして、局長から諮問させていただきます。

恐れ入りますが、会長、局長、前にお進みください。委員の皆様は、資料 3をご覧くださいと思います。

（労働局長）

それでは、私から朗読させていただきます。

新労発基 0823 第2号

令和5年8月23日

新潟地方最低賃金審議会 会長 長谷川雪子殿

新潟労働局長 西岡邦昭

令和5年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条規定に基づく、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関して、最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

……労働局長より異議申出の諮問文を会長に手交……

(事務局)

席にお戻りください。

(会長)

ただいま局長から諮問をお受けしました。申出要旨について、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

それでは、資料 1 並びに資料 2 をご覧いただきたいと思います。

最低賃金法第 11 条並びに最低賃金法施行規則第 8 条に基づき、8 月 7 日に公示を行い、昨日 8 月 22 日火曜日までを異議申出期間と定め、同日をもって締め切りました。なお、公示の別紙 1 から 6 に掲げる項目、これを異議申出の対象としています。

先ほど申し上げましたとおり、申出書の受理件数は、33 件でした。申出の内容について、概略をご説明したいと思います。

まず、申出のありましたえちごユニオンです。申出の趣旨としては、答申の時給 931 円、これは人たるに値する文化的生活とは大きく乖離している。ですので、時給 1,500 円、これを強く求めたいというご趣旨でございます。

それから、申出の次の方、佐藤拓馬さんからの申出の趣旨についてご説明申し上げます。41 円の引き上げは、労働者、使用者双方が不利益を被る恐れがあるので、現行の最低賃金の維持または引上げの減額を求める、こういう中身です。その理由としては、賃金を上げたいけれども、コロナ禍や長年続く日本経済のデフレ状況では賃金上昇は無理であるとのご意見がありました。ご自身のアルバイトの経験の中で、昨年、最低賃金が上がったにもかかわらず、コストカットの一環として稼働時間が減少したと。そのため、就労時間が昨年より減って、結果として総収入が減額されたと。このように賃金が増しても、使用者が稼働時間を削減すれば、賃金は以前よりも減少するため、賃金上昇は必ずしも勤労者の生活を豊かにするとは限らない。このような理由からというご主旨です。

それから、三つ目として、新潟県労働組合総連合以下 30 の団体から同様の申出書が出されています。これについても概略をご説明いたします。新潟県の最低賃金は、新潟県における労働者の最低生活費、これをカバーできる額として時間額 1,500 円に引き上げるべきだということです。理由としては、一つは物価高で日常生活は火の車であると。6 月の消費者物価指数は前年同月比で 33 パーセント上昇して、その上昇は 22 か月も続いています。そのため、実質賃金は 14 か月連続で前年同月を下回っているということです。この最低賃金 931 円のままでは、労働者、県民の消費購買能力を益々弱め、地域経済が衰退し、地域そのものが崩壊しますということです。答申 931 円、これは、フルタイムで年間 1,800 時間働い

たとしても、年間の総収入は167万6,000円、月額の手取りで10万円弱です。このようなことから、県労連が試算した最低必要生計費の6割にも満たない額であると。このような理由から、1,500円にするべきだという申出がなされました。

本日、今ご紹介しませんでしたけれども、申出のありましたレインボーユニオンにおかれましては、審議会の場で直接意見を述べたいと、こういう意向が表明されましたので、本日はお越しいただいております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、意見陳述人は陳述席まで進んで、氏名、所属、役職を述べられ、10分以内で意見を述べてください。

それでは、レインボーユニオン、よろしくお願いいたします。

(意見陳述人：レインボーユニオン)

レインボーユニオンの代表をしております、山崎と申します。

今回の異議申立をするに当たりまして、大変困ったことがありました。それは、なぜ931円になったのかということについて、その審議のプロセスが分からないために、道理のある異議申立をすることができないという点です。私が異議申立をするためには、最低賃金審議会の意見の要旨を読む必要があります。今、新潟労働局のホームページには、金額、政府への要望、生活保護との比較について掲載されています。あと、私は直接傍聴した回もあるのですが、いずれも審議途中の金額や、その理由というものは明らかではありませんでした。特に今年度は、審議のプロセスというものが明らかでなかったように思います。

今回、比較のために新潟の2017年、平成29年の議事録を資料として提出させていただきました。資料のある方は、大体前から4分の1か3分の1くらいのところに議事録があるので、その右下に手書きの数字でページ番号を打ちました。この年なので、審議の流れは今年とほぼ同じく1回から4回、そして4回目に公益見解が示されて採決となっているということと、全国すべての議事録がオープンデータになっていて、全国とすべて比較ができるということから、この平成29年のものを利用しております。1回から4回の全部に触れますと10分以内の時間に収まりませんので、第3回の専門部会のみ扱いたいと思いますが、資料24ページになります。第3回新潟地方最低賃金専門部会、8月2日と書いてあるものになります。

これを見ますと、最初の全体会議の中で、第2回目の振り返り、つまり労働者側が26円、使用者側が9円となりまして、使用者側が前回持ち帰って検討した結果、15円、22円というように引き上げたということが述べられています。そして1枚めぐりまして25ページになりますと、真ん中に「休憩」というものがありますが、これがいわゆる二者協議の部分ということになっています。そして二者協議が終わって部会長が「再開いたします」というところからですが、今回、金額が一致しなかったと記載されているのが、平成29年の議事録から分かることになります。これと比較しますと、今年度の審議というものは、こう

いう全体会議ではなくて、金額が一致しなかった、第4回目を実施する、そして第4回目を最終回とするということが報告だけされていたかと思います。

それから、今年度の他県の状況と少し比較してみたいと思いますが、こちらの資料は34ページです。34ページを開きますと、長野県のニュースが出ておりますけれども、これは専門部会の途中なのですが、労働者側46円、使用者側22円というように数字がはっきりと出ています。裏側にいくと今度は鹿児島になりますけれども、これは本文中になるわけですが、労働者側53円、使用者側23円が提示されました。それから、その理由が、報道ですのでそれほどがっつりは書いていないと思いますが、多少述べられているという、そういう状況になっています。このように、他県では審議のプロセスがきちんと明らかにされているという状況です。

そもそも審議会というのは、国の機関です。記録は文書で残さなければならないはずですが、確かに二者協議は労使交渉という側面がありますので、必要な部分はあるかと思いますが、だからと言って行政機関であるということには変わりはありません。ちなみに、他局においては、その二者協議のときも録音をして、議事録を作っているというところもあります。公開、非公開については、記録を作成した後で考えることだと思います。重ねて申し上げますけれども、審議会は国の機関、行政機関です。ですので、すべて記録に残して国民の知る権利、表現の自由というものを保障しなければなりません。オープンな議論をするべきだと思います。これは、今後の審議会の運営にかかわることです。今年度限りではありません。来年度以降もそうです。運営は、事務局の皆さんのサポートを受けながら、公益委員の皆さん方が特にお考えいただきたい点だと思います。皆さん、審議委員の前に、大学人や弁護士という肩書があるかと思いますが、そういう専門家として、ぜひ行政の透明性とか、国民の知る権利というものをどうお考えなのかということ、ぜひお聞かせいただけないかと思っています。この後、ご発言いただければ、それが記録に残って、来年度以降に引き継がれるということになります。

手続きの問題は脇に置きますと、931円ですけれども、結果的には労働者の生計費を満たしていないという点に尽きますので、ぜひ見直しをお願いしたいと思っています。

今回、本筋でないことに陳述の時間を多く割いてしまいましたけれども、来年度からのこともあります。結果は不満だけれども仕方ないとか、申立人の意見を含めて結論を出したというような意見が過去はずっと続いていたのですけれども、そういうお二人だけの発言にとどまらず、ぜひほかの皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っています。これは、異議申立てをする私どもの権利の問題です。ぜひご検討の程お願いします。私からは、以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの意見陳述につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

レインボーユニオンの山崎様、どうもありがとうございました。席にお戻り願います。

ただいま、最低賃金審議会の答申に関する異議の申出について諮問を受け、申出がなされ

ましたレインボーユニオンの山崎さんからは、直接意見をいただきました。それ以外の申出につきましては、要旨等について事務局から説明がありました。これについてご審議をいただきたいと思います。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

(桑原委員)

労働者側の意見を述べさせていただきます。

今ほどお話しされた陳述、それから出された意見書の部分におきまして、審議のプロセスに関しましては、今回の異議申立事項とは別のものになりますので、あくまでも私どもとしましては、今回の異議審の中身についてお話しさせていただきます。

出されました意見書の中で、1件、金額の維持または減額を求めるという意見がございましたが、それ以外の32件の申出につきましては、求める金額は別としましても、陳述内容、それから申出の内容には、私どもとしまして同意する点が多くあります。労働者委員といたしましては、生計費の観点、それから他の都道府県の最低賃金の改正状況を見ますと、地域間格差の観点からいきましても新潟県の引上げ額が十分とは言い切れないと思っております。

しかしながら、今回出された申出書の中で述べられていることは、先の金額審議の中でも十分に議論してきた内容でございます。そして、その先の専門部会の議論の後に、新潟県における検討すべき新しいデータや根拠、それから新潟県において取り上げるべき重要な事項というものは出てきておりません。何より、審議会の専門部会の中で、結果は採決でしたが、お互いの主張を理解し合ったうえで真摯に議論して得た結論ですので、再審議までの必要はないと考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

(徳武委員)

使用者側からの意見を述べさせていただきます。

今回の異議の申出の中で、1件、佐藤さんという方でしょうか、使用者の立場から異議の申出をされておられます。こちらにも書かれておりますように、なかなか使用者から異議申立をするということが従来少なかったのですけれども、使用者の立場としては審議会として議論を尽くされて決まったことであれば、法律のレベルの話でもあるので、それは粛々として法律を遵守していきましょうという考え方のもとであると思っておりますけれども、この佐藤さんの異議申出の中にあるように、ここ近年はコロナ禍ということもありまして、使用者側からも、賃上げはしたいのだけれども、非常に厳しい状況だというようなことで意見を申し上げてきたということでございます。

私ども、今回の決定につきましては、当初から最低賃金法の3要素につきまして中立、客観的なデータに基づいて検討した結果、22円の引き上げが適当ということで主張させてい

ただいて、最終的に41円とするという今回の決定には反対をさせていただいたという立場でございます。その観点から申し上げますと、佐藤さんがご指摘するような点というのは非常に重要だと考えておりました、こちらの申出にあるように、減額についての再審議をするべきだと考えております。

それからもう1点、今ほど異議申立の陳述をされました山崎さんでしょうか、名前を間違ったら失礼しますが、審議会の議事の公開のあり方、運営のあり方についてご意見をいただきました。大変貴重なご意見だったと思っております。議事の公開については、今年度から新たに始めたということで、私どももどのようにするのかということは、公労使にかかわらずどのようなものが適切なのかということをお悩みながら進めてきたということがあるかと思っております。今後の審議会の公開のあり方、進め方については、今のご意見を踏まえまして、今後、私どもで引き続き検討していくという必要があるのではないかとと思っておりますが、その点については申し添えさせていただきます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。公益委員から、何かご意見はございますか。

(木南委員)

ただいま佐藤拓馬氏が使用者の立場から異議申出書を提出したのではないかと徳武委員の指摘がありましたけれども、事務局としては、佐藤拓馬氏は使用者としての異議申し立てをして受理したということによろしいのでしょうか。

(事務局)

ご本人が今どういう立場なのかということまでは、確認しなければ分からないのですが、過去の労働者として働いていた経験のもとにこういう意見がなされたと考えております。今もそういうアルバイトとして働いている状態が続いているのではないかとということでお受けしております。

(木南委員)

ありがとうございました。資料1にありますように、新潟県の区域内で事業を営む使用者またはこれに使用される労働者、これらのものの団体を含むのみが異議申出の資格があるということで、もちろん働きつつ、かつ人を使っているということで、使用であり、かつ労働者であるという方ももちろんいらっしゃるでしょうけれども、では、今後、提出された異議申出書については、申出資格があるのかも含めてしっかりと確認をしたうえで本委員会に提出いただければ。今回の佐藤さんについては、労働者の意見として出されたという認識なのですね。

(事務局)

そういうことです。

(木南委員)

あくまでも労働者として最低賃金が上がるのはという、そういう話で、少し誤解があるのかなと思って、まずその点を指摘させていただきました。ありがとうございました。

(徳武委員)

先生、色々確認いただきましてありがとうございました。私どももこのデータは今日初めて見せていただきましたので、名前しか書いていなくて難しいことは分かりませんでしたけれども、内容としては、使用者の観点から主に書かれていると理解いたしましたので、そのように意見を申し上げさせていただきました。

(会長)

もう一度確認させてください。使用者側のご意見としては、再審議をすべきというご意見だったということよろしいですか。

(徳武委員)

そうです。減額についての再審議をすべきという意見です。

(会長)

この場合は、どういたしましょうか。進め方について。

(木南委員)

労働者側は再審議の必要がないと、使用者側は再審議の必要があるということでございます。公益委員として皆さんで公益委員会議をして意見がまとまったわけではありませんので、私、一人の公益委員として私の意見を表明させていただければ、まず、今回の異議申出書は、公開なども含めて手続き違反を理由とするものと金額について低すぎるという意見と高すぎるという意見も両方出たと認識しております。

まず、最低賃金の決定について、手続き違反を理由とするものについては、会議をどこまで公開するのかというのは非常に難しい問題であると私も認識しておりますし、徳武委員も指摘されたとおりです。最低賃金審議会の専門部会については、最低賃金審議会令第6条第6項で、最低賃金審議会令第5条第2項が準用されることになっていまして、その第5条第2項を見ると、委員の3分の2以上が出席しなければ、あるいは労働者、使用者、公益委員の各3分の1以上が出席しなければ会議を開いて議決することができないと。専門部会、いわゆる個別折衝については、公労、または公使で行われる話し合いだと思うのですが、それについては3者がそろっていないので、そもそも専門部会として会議を開くことはできないと。従って、専門部会としての議事録というものを作成することができないと私としては理解しています。逆に言うと、公労使の3者がそろったものについては、今年度はすべて公開したと、私は専門部委員ではなかったので詳細は分かりませんが、報告を受けています。もちろん個別折衝で実的にすべて決定すること自体が果たしてどうなのかという意見はあろうかと思うのですが、しかし、その個別折衝の内容も含めて専門部会には報告がなされ、専門部会で改めて審議をしたうえで決定したという話だと私は理解していますので、来年度以降、個別折衝と全体会議、全体会議といいますが正式な会議の比重をどうするのかという問題については、また来年以降検討すべき話だとは思いますが、今年度の決定としては、手続き的には問題はなかったのではないかと私としては考えています。

そして、そのうえで決定された額についても、私一人の公益委員の見解としては、十分な

審議を尽くしたうえで決定された内容であり、増額であれ、減額であれ、再審議の必要がない、そのように答申すべきだと思います。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。ほかに公益委員からご意見はございませんか。

今、異議の申出を受け、それぞれの委員からご意見をお伺いしました。今割れている状況でございます。公益委員は、今、お一人、木南委員からお話を伺いましたけれども、ほかの先生からもご意見を伺ったうえで、割れておりますので、多分投票という形になるかとおもいます。その前に、公益委員で少し話し合いをさせていただきたいので、一旦休憩とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(徳武委員)

今、会長がおっしゃったとおりだと思います。私ども、実はこの異議申出書、今日初めてこの場で見させていただきましたので、どういった主張の内容かというのはよく承知しておりませんが、多分、この後投票になるのだらうと思いますけれども、公労使、公益の先生方だけでなく、労働者側、使用者側それぞれ、今日、書いていただいたものを初めて見たものですから、意見をどうするのかということについてももう一度それぞれで協議をさせていただければと思いますけれども。

(会 長)

一旦休憩します。

(徳武委員)

ここではちょっと……。

(会 長)

それぞれの場で相談していただいてよろしいでしょうか。今、場所を。一旦休憩しますけれども、皆さん、少しその場でお待ちください。

(事務局)

ただいま、控室の場所の確認をしておりますので、お待ちください。

……(休 憩)……

(会 長)

それでは、再開いたします。

先ほど、異議の申出についての取り扱いについてそれぞれご意見をお伺いしましたけれども、今、それぞれの側の委員から再度ご意見を、変わっていないかということも含めて伺いたいと思います。まず、使用者側からいきますか。お願いいたします。

(徳武委員)

それでは、申し上げさせていただきます。先ほど少し申し上げましたけれども、佐藤さんという方からいただいたご意見については、当初、私は使用者側の立場からの意見ですねと

というような認識をお話ししましたけれども、先ほど事務局からの説明もありましたし、今、打ち合わせの時間の中で改めてこれを読ませていただきましたけれども、おっしゃる通り、やはり労働者の方の立場からの異議なのかなと認識をいたしました。その部分について、訂正をしたいと思います。

ただ、ご主張の内容は、先ほど申し上げましたけれども、これまでの議論の中で私どもが考えて主張させていただいていたところと非常に近い部分がありますので、やはりこういう考え方も踏まえて減額の再審をするべきだろうと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

次に、労働者側委員からご意見をお願いいたします。

(桑原委員)

私たち労働者側でも申出書を再度確認させていただきました。33件のすべてに目を通すことができたわけではないのですが、概略的なものを見まして、先ほど申し上げたことと被りますので省略させていただきますけれども、要するに書いてある内容は、前回の審議の中で十分にお互い意見を出し合いながら、その内容にも触れながらやってきたところですので、改めての再審議の必要はないと考えております。

(会長)

ありがとうございます。

公益委員から。

(木南委員)

木南からお話しします。

先ほど、私は再審議の必要はないというような意見を述べましたけれども、それは正確でなかったので、まず訂正させていただきますと、今回、えちごユニオンほか32件の異議申出がありまして、当審議会に対してその意見を求められたわけでありまして。それらの異議申出について、ただいま本審において慎重に審議をしているということになると思いますので、再審議自体はしていないわけではないと。審議を今しっかりと行っている過程なのだと思います。今、桑原委員からもありましたけれども、審議のやり方として、専門部会を開いてまで再審議する必要はないと、そういう趣旨だったと桑原委員の意見は理解しました。徳武委員は、逆に改めて専門部会を開いて金額について検討すべきであるという意見だったので理解したのですけれども。

(徳武委員)

必要があれば、再度専門部会を。

(木南委員)

そのうえで私個人の見解としては、その異議申出前に行われた専門部会4回の審議、それと本審における2回の審議、それを尽くして、先ほどお話ししたように、それについて手続き的にも問題があったとは私は考えていないと。手続きを尽くしたうえで決定された結論

であると。そして、えちごユニオンほか 32 件の異議申出を受けて、ただいま本審において労使双方も含めて意見を述べて、意見は対立していますけれども、審議は十分に尽くしたのではないかと考えます。従いまして、えちごユニオンほか 32 件の異議申出については、当審議会においてその意義の内容及び理由について慎重に審議をした結果として、専門部会を開くことなく、令和 5 年 8 月 7 日付け答申どおり決定することが適当である旨局長に対し答申すべきであると私は思います。よろしくをお願いします。

(会 長)

ありがとうございました。今、使用者側委員、労働者側委員、そして公益の木南委員からご意見をお伺いしました。公益でも少し皆さんで再検討をさせていただきましたけれども、十分に議論を、それぞれのご事情などを勘案し、議論を尽くした結果であると理解しております。そのため、本日諮問のありました異議申出に対しては、令和 5 年 8 月 7 日付けの本審議会の答申が審議を十分に尽くした結果であるとして、新たに専門部会を開くまでもなく、この答申のとおり決定することが適当であるとし会長案としたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

適当でないというご意見もございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項に基づき、挙手による投票を行いたいと思います。その方向でよろしいですか。

それでは、今の会長案、つまり答申どおり改めて専門部会を開くことなく、8 月 7 日付けの本審議会の答申どおり決定するのが適当であると思われる、会長案に賛成である委員の皆様は挙手を願います。事務局、数を確認してください。

(事務局)

9 名であります。

(会 長)

それでは、今の会長案に反対であるという委員は挙手願います。

(事務局)

5 名であります。

(会 長)

賛成 9 名、反対 5 名ですので、今会長案として出しました答申のとおり決定いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、答申文を準備してください。

(事務局)

ただいま配布しますので、しばらくお待ちください。

(会 長)

皆様のお手元に渡りましたでしょうか。よろしいですか。

それでは、答申文案を事務局から読み上げてください。

(事務局)

私から読み上げさせていただきます。

(案) 令和5年8月23日

新潟労働局長 西岡邦昭殿

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月23日貴職から同8月7日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するえちごユニオンほか32件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記 令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただいま読み上げた答申文について異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、答申文案のとおり答申いたします。

(事務局)

会長、局長、前にお進みください。

.....会長より異議申出の答申文を局長に手交.....

(事務局)

席へお戻りください。

(労働局長)

ただいま異議申出の諮問に対する答申をいただきました。これまでの間、委員の皆様方におきましては、本日も含めまして大変熱心なご審議をいただきました。改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

本日の答申を受けまして、私どもといたしましては、官報公示の手続きを経て、10月1日の発効となるわけでございますけれども、前回の審議会でも申し上げましたように、労働局といたしましては、今回の改正内容をしっかりと周知をしていくと。それとともに、支援策につきましても、その環境の促進に向けまして、これまで以上に積極的に周知を図っていく所存でございます。その際には、皆様方にもお力添えをお願いいたしたく存じますけれども、働き方改革推進センター等さまざまな関係機関もございますので、そのような機関とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいと思っております。

現下の状況を方々見ますと、物価高による価格転嫁など課題は山積でございますけれども、私どもといたしましては、これまで以上に積極的に労働行政の各施策に取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。御礼のごあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいま、新潟県最低賃金の異議申出について局長に答申いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項により専門部会を廃止したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、専門部会を廃止することにいたします。これまでの関係各委員のご苦勞に感謝いたします。

続きまして、議題(2)「その他」について、事務局から何かございますか。

(事務局)

1点だけよろしいでしょうか。本日付けで特定最低賃金の意見聴取の公示と、それから推薦委員の公示をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第4回新潟地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。大変お疲れさまでした。